

地下の正倉院展 二条大路木簡の世界

展示期間 I 二〇〇九年一〇月二〇日(火)―十一月一日(日)

II 十一月三日(火)―十一月五日(日)

III 十一月二七日(火)―十一月二九日(日)

a 皇后宮と吉野行幸

5 皇后宮の業務に奉仕した人員を書き上げた木簡

『平城宮発掘調査出土木簡概報』22―12頁下段(72)。

以下、城22―12下(72)のように略記)

(表) 供奉卅六人 司一人 奴六人 直丁十人
宮人五人 婢十四人

(裏) 九月五日

長さ二五八mm・幅三二mm・厚さ六mm ○一型式

光明皇后の皇后宮(二条大路木簡の分析から、平城京跡左京三条二坊一・二・七・八坪の旧長屋王邸に置かれたとみられる)の何らかの業務に奉仕した者の総数と、その内訳を書き上げた木簡。内訳は割書きの形で、右側に男性、左側に女性を書く。男性よりも女性の人数が多い。

宮人は女官の総称で、ここに見えるのは皇后宮に仕える女官であろう。直丁は諸国から貢上され官司に配属されて雑役にあたる仕丁のこと。ただ、令の規定では太政官で八人、中務省で十人といった割り当てで、1(I期展示)や5の木簡にみえる直丁はかなり多人数である。さまざまな官司の直丁が集められているのかも知れない。

6 油の帳簿に転用された文書箱の蓋

同じ書式の木簡が他にも数点出土しているが、いずれも裏には月日のみがかかれ、年紀は書かれない。

『平城京木簡』三、五〇〇五号木簡。

以下、京3―5005のように略記)

油二升一合 大殿常燈料 日別三合
七日料

(表) 〇油七合 文基息所燈料 日一合

油一升四合 天子大坐所燈料

油八合 膳所料 三日料

油六合 内坐所物備給燈料

油四合 召女登息所燈料
合六升

(裏) 「(X) 〇油七合 文基息所燈料 日一合」

〇七月内

長さ三六〇mm・幅八〇mm・厚さ一五mm ○六一型式

不要になった文書箱の蓋を利用し、油の使用量と用途を記録した木簡。七三六年（天平八）六月から七月にかけての吉野行幸の帰りに、聖武天皇が皇后宮に滞在した際の記録と推定される。

大殿は皇后宮の中心建物。天子は聖武天皇。文基は聖武天皇の側室とみられるが、名前からは尼の可能性もある。女監は下級女官。大坐所・息所はそれぞれの滞在場所。油の用途はほとんどが燈火用であるが、膳所（食事を担当する部署）には「燈」とみえず、料理に使われたのかも知れない。

裏面に天地逆に書かれた一文は、天然痘の退散を祈願する呪句とみられる。はじめ「西」（海道）と書きかけたが、「山」を上書きして山陽道に直している。二条大路木簡には、南山に住む九頭一尾の大蛇に疫病の原因となる鬼を食べて退治してもらい、都での流行阻止を祈願した呪符木簡（表）南山之下有不流水其中有一大蛇九頭一尾不食余物但食唐鬼朝食三千暮食、（裏）八百 急々如律令）も見つかっている。

三河湾諸島から賛として貢進された海産物の荷札（城22—21下（197）） 参河国播豆郡析嶋海部供奉八月料御賛佐米楚割六斤

長さ二四〇mm・幅二二mm・厚さ五mm 〇三一型式

参河国播豆郡の析嶋（今の愛知県一色町佐久島）から御賛として届けられた佐米楚割（サメの干物）の荷札。海民集団の海部が月単位で貢進する書式をとる。おおむね析嶋が偶数月、篠嶋が奇数月を担当した。比莫（日間賀）嶋が分担することもあった。六斤は、約四キログラム。播豆郡三島のこの書式の賛の荷札には、年紀は書かれない。

なお、賛の荷札は、平城宮内でも天皇クラスの人物に関わる場所からしか出土しない。官外の二条大路と旧長屋王邸内の土坑SK五〇七四から三河湾諸島の賛の荷札が出土したことは、旧長屋王邸に皇后宮が置かれたと推定する重要な手がかりとなった。

8 中衛府の役人が薬（？）を請求した木簡

（城23—17上（158））

（表）謹牒 厨務所 □本請二升許

〔薬カ〕

（裏）右為薬分之 天平元年八月十八日 将曹若麻侶 大國

長さ二〇七mm・幅二九mm・厚さ三mm 〇一一型式

中衛府の役人（将曹）らが、厨（台所）に薬として「□〔薬カ〕本」を請求した木簡。これまで「清二升」と読み、酒の請求と考えてきたが、平城宮跡出土の木簡に、「薬本」を薬として請求した類似した内容のものがあり、読みを改めた。「薬本」は不詳だが、「薬」はクサスギカズラで、漢方薬として用いる天門冬のこと。ただ、わざわざ「薬分」とことわっているのも、普段から口にするものの可能性があり、正倉院文書などの例からみて、実態としては酒なのかも知れない。二升は現在の約八合（約一・四四リットル）。

この木簡は、皇后宮（旧長屋王邸）の東を南北に通る東二坊坊間路の西側溝から出土したもので、二条大路木簡ではないが、旧長屋王邸が国に没収されたあと、皇后宮に転用される前後の時期の同地の警備に関わる貴重な史料であり、あわせて紹介することとした。裏面の天平元年八月十八日は、光明子が皇后に立てられたことが官人たちに周知された二十四日の直前の日付である。

b 藤原麻呂邸の家政

20 佐紀瓦司からの小枝の進上状

（京3—4535）

（表）佐紀瓦司進上 楮十一荷 数二百枝 右付粟 〇

（裏）直少万呂申送以解 天平八年十二月八日史生出雲廣 〇

長さ四一五mm・幅五〇mm・厚さ六mm 〇一一型式

平城官の北の平城山丘陵には奈良時代に瓦窯が操業していた。そこにあつた佐紀瓦司が麻呂邸に十一個に小分けされた柶（小枝）二百本を進上してきた際の本簡。このとき実際の輸送に携わったのが栗直少万呂で、この本簡を書いたのは史生の出雲某であつた。瓦窯には薪用に小枝がたくさん用意されていたと考えられ、寒い時期の麻呂邸を暖めるためにも使われたのであろう。

21 兵部省からの兵衛の呼び出し状

（城22—8下（20））

（表）兵部省召

左兵衛出雲佐為麻呂

出雲浄麻呂 江野麻呂

右今日不過参向省家

（裏）付□村安万呂

天平八年十一月廿八日大録田辺史真立

長さ三〇二mm・幅三八mm・厚さ五mm ○一型式

軍政一般を司る兵部省が、左兵衛府の兵衛三人に当日中に本庁に来るよう命令している召文の本簡。当時の兵部卿（長官）は藤原麻呂。兵衛たちは皇后宮を警備していたのであろう。召文は呼ばれた人がその本簡を持参する例が多いとされるが、この本簡は呼ばれた人の付近で廃棄されている可能性がある。

22 標本三宅からの水葱の種の進上状

（京3—4539）

（表）標本三宅進上水葱種事

合卅四束

直銭六十八文

0

（裏）一束別銭二文充請

天平八年五月十四日依羅真万呂0

長さ三〇八mm・幅三二mm・厚さ四mm ○一型式

標本（現在の奈良県天理市標本町付近）にあつた皇后宮の拠点から水葱の種三十四束を麻呂邸に進上したときの木簡。水葱の種を持つてくると同時に、その代金一束あたり二文、計六十八文を請求している。持参者が書かれていないので、署名する依羅真万呂が自ら持参したのかも知れない。

23 藤原麻呂邸の勤務分担の本簡

（京3—4563）

宿直資人合二人

大原東万呂 佐味梶取

六月三日大原「東万呂」0

長さ二七九mm・幅四一mm・厚さ五mm ○一型式

麻呂邸の宿直（宿が夜勤、直が昼勤）を担当した資人を書き上げた本簡。資人とは従者のこと。二条大路本簡には同様の宿直に関する本簡が数多い。下端に孔があげられており、後にこれらの本簡が束ねて保管されたことを物語っている。この日の宿直者大原東万呂は、自ら本簡に署名している。

24 岡本宅からのササゲの進上状

（京3—5671）

（表）岡本宅

上進青角豆十把

（裏）

天平八年七月廿日田辺久世万呂

長さ二五〇mm・幅三七mm・厚さ五mm ○一型式

岡本宅が青角豆を十把進上したときの木簡。青角豆はササゲの莢のまだ若く青いものとされる。岡本宅は藤原氏の京外の拠点とみられ、他の日には栗や瓜を進上している。正倉院文書には、同じ天平八年に皇后宮職の写経所との間で經典の貸し借りをした記録もある。場所は正確には不明ながら、飛鳥などが有力である。

25 近江国坂田郡上坂田郷からの庸米の荷札

（京3—4889）

（表）近江国坂田郡上坂郷戸主県主老戸三斗

（裏）木椅万呂戸三斗并六斗

長さ一七八mm・幅一七mm・厚さ五mm ○三型式

26 近江国坂田郡上坂田郷からの庸米の荷札

（京3—4914）

（表）近江国坂田郡上坂郷戸主

（裏）比流酒人戸庸六斗

長さ一四九mm・幅二二mm・厚さ三mm ○五一型式

これら二点は、近江国坂田郡上坂(田)郷からの庸米の荷札。上坂郷は現在の滋賀県長浜市東上坂町・西上坂町付近。六斗は現在の約二斗四升(四三・二リットル)。米約三六キログラム。25は、県主老と木椅万呂の二人分で六斗を貢進しており、庸米の貢進が一人あたり三斗であったことをよく示している。なお、この木簡と同内容の木簡がもう一点出土している。SD五三〇〇西端の藤原麻呂邸南門の前からは、同郷の荷札がまとまって出土しており、藤原麻呂の経済基盤の一種である、封戸の存在を示す可能性が高い。

C 宮廷の華麗な食材

39 瓜・柿・梨・茄子の四種類の野菜と果物の値段が書かれた木簡

(城22—15上(97))

(表) 瓜四百六十二顆直錢一百卅三文之中

大七十顆 別一文二顆
小三百九十二顆 別一文四顆

(裏) 柿子一石四斗二升直錢八十五文 別斗六文

梨子三斗直錢卅文 別升一文

合四種物直錢三百七十四文
茄子四斗二升直錢一百廿六文 別升三文

長さ二三三mm・幅四七mm・厚さ四mm ○一型式

瓜・柿・梨・茄子の購入費を記した帳簿様の木簡。それぞれの品目について、総量と総額を記した後に、内訳を書き記している。瓜の場合大きいものが七十個、二個で一文なので三十五文、小さ

木簡をよむ②

ササゲは野菜か穀物か

今回展示する木簡24で岡本宅が進上しているササゲは「青角豆」。木簡に登場するササゲには、この他に「大角豆」「莢角豆」「生角豆」などがある。さて、これらはどのような関係になるのだろうか。

すぐに目に付くのが、「莢」である。「莢角豆」はサヤのついたササゲであろう(城22—11下(60)など)。つまりサヤエンドウの様に、野菜として食べるものと考えられる。注目したいのが、その数え方で、蔬菜類でしばしば用いられる「把」という単位で数えられている。

一方、「大角豆」は容積で数えられ、しかも、美濃国からの貢納品となっているから、保存が利かなければならない(城16—9下(69))。だから、「大角豆」は穀物の豆と考えるのが自然である。現在でも、ササゲは野菜としても、豆としても食用される。

さて、そうなると、今回の「青角豆」は、青という色といい、把という数え方といい、野菜のササゲでまず間違いないだろう。生角豆・青角豆・莢角豆は野菜、大角豆は穀類で一件落着の筈であった。

ところが、近年の調査で、「把」で数える「大角豆」が出土してしまった(城38—16上(35))。さて、どう考えるべきか……。

いものが三百九十二個、四個で一文なので九十八文、計百三十三文という計算である。

「柿子」「梨子」の「子」は実を表す。瓜が個数で数えられているのに対して、柿・梨・茄子は容積で計量されている。これらの品々の計量方法は他の例でも同様で、容積によるのが普通だった。ここに加がっている作物の収穫は、それぞれ瓜は七・八月、柿は九・十一月、梨は七・九月、茄子は六・九月(いずれも陰暦)が最盛期である。そこで、本木簡の時期は、八月末から九月初頭と考えられる。近接する地区から、七三六年(天平八)七月から八月にかけての瓜の進上状が出土しているので、おそらくこの木簡も同年のものであろう。

アワビのなれずしの付札

(京3—497)

長さ(五六)mm・幅(二二)mm・厚さ五mm ○五一型式

鮑結

アワビの鮑(ナレズシ)に付けられた木簡。海産物の品名だけを記した小型の木簡の中に、贅の荷札が含まれることが明らかにされている。この木簡も、そうした贅の荷札である可能性も皆無ではない。

但し、品名だけ記す小型の贅荷札は、総じて文字が雑である。

一方、小型の贅荷札を装着された物品に、官内であらためて保管用の付札が作成され装着される例も確認されている。この付け替えられた付札は、文字が丁寧で加工も立派なものが知られる。

こうした事例から、本木簡は「付札」である可能性が高いであろう。

伊豆国から調として貢進された荒カツオの荷札(城22—28上(272))
伊豆国賀茂郡稲梓郷稲梓里戸主占部枚夫

六連六丸
戸占部石麻呂調荒堅魚十一斤十兩

天平七年十月

長さ四三三mm・幅三三三mm・厚さ三mm ○三二型式

伊豆国からの荒カツオ(なまり節状の加工品)に付けられた荷札木簡。戸主まで丁寧に記載するのは伊豆国荷札の特徴。十一斤十兩という量目は、賦役令にある「堅魚卅五斤」とは一見あわない。これは、令は小斤で規定し、木簡は一斤で記載するためであり、実際の重量は同じである。大一斤は今の約六七〇グラムで、十一斤十兩は、約七・八キログラムに相当する。

稲梓は、現在でも静岡県下田市に地名が残る。伊豆半島には、古代以来の地名がよく残っており、現在の浦々の名称が木簡に見られることもある。生きた古代史の舞台である。ただ、稲梓は現在はやや内陸部に存在する。稲生沢川沿いに郷が展開しており、

安房国から調として貢進されたアワビの荷札(城22—31下(306))
安房国安房郡松樹郷小坂里戸大伴部高根

輪調陸斤 條伍拾伍條

天平七年十月

長さ三一三mm・幅二二mm・厚さ五mm ○三二型式

海にも接していた可能性もある。一方、もし内陸の郷だとすると、海岸沿いの地域と連携して、各地域ごとに役割分担をしながら、郡(もしくは国)全体としてカツオを貢納していた可能性が考えられ、興味深い。なお、山間部から海産物をおさめ、地域の連携が知られる例としては、若狭国の塩がある。

安房国安房郡(現在の千葉県南部)から調としてアワビを貢納した際の荷札木簡。安房国は「御食国」に準じる性格を持つ地域だが、隣接する上総国との分立・併合を繰り返した。安房国木簡は大型で、端正な文字が特徴的である。また「輪」と記し、かつ「輪調」のように「調」を後に書くのも安房独特の書きぶり。

アワビの形状として「條」と記すのは、熨斗アワビに加工されて貢納されたためで、その形状に合わせた数え方である。荷札が細長いのも同様の理由による。

なお、本木簡に見える「松樹郷」は、『和名抄』には該当する地名がみえないが、藤原宮跡出土の木簡にみえる「阿波評松里」(奈良県教育委員会『藤原宮』(奈良県史跡名勝天然記念物調査報告第二五冊)一一五号)にあたり、郡評論争に大きな影響を与えたことで知られる、木簡研究史上著名な郷名のひとつである。

出雲国から賛として貢進された煮干しのアユの荷札

(城22—35下(362))

出雲国煮干年魚

御賛

長さ一〇三mm・幅(一四)mm・厚さ三mm ○三二型式

出雲国から煮干しのアユを贅として貢進した際の荷札木簡。『延

喜式』には出雲国からの贅は見えない。煮干しという加工法を記した木簡は他に出土していない。類似するかと考えられるアユの加工法としては、「煮塩」が知られる。品目の点でも、税目の点でも類例に乏しい木簡である。

また、本木簡は縦に割れ、文字が完存しない。特に、「御」字付近では欠損が大きい。ただこの程度残存していれば釈読には御の字といえよう。木簡の片側だけに切り込みを入れたとは考えがたいため、右側にも切り込みがあったはず、と考えて型式番号を付与している。なお、この割れ方は、人為的に割り裂いている可能性もある。その場合、目的は別に考える必要が生じる。

d 広がる木簡の世界

57 「建物名+鑑」を列記した木簡

(城22—16上)(108)

殿東殿器鑑

南西瓦蓋殿鑑

北檜蓋殿鑑

南細殿外方鑑

長さ七八mm・幅六七mm・厚さ七mm ○一型式

鑑は門かんぎを開けるためのカギのこと。「建物+鑑」は各建物のカギを指し、「東門鑑」「西門鑑」など個々のカギに付したキーホルダーの木簡がみつかつているが、カギの名を列記したこの木簡は、カギを括り付ける孔も開けられていないので、キーホルダーとは考えにくい。あるいはカギを整理してキーホルダーを作るときの下書きの類か。

殿東殿器鑑は、東器殿すなわち東方の土器を収納する建物のカギ、南西瓦蓋殿鑑は南西方の瓦葺きの殿舎のカギ、北檜蓋殿鑑は北方の檜皮葺きの殿舎のカギ、南細殿外方鑑は南方の細殿の外側

のカギのことであろう。麻呂邸内の建物配置を知る史料となる。

58 七言絶句を書いた木簡

(城22—42上)(479)

〔山カ〕

(表) 山東□南落葉錦

巖上巖下白雲深

独對他郷菊花酒

破淚漸慰失侶心

(裏)

明明白白□

白白諸諸□

□□

長さ八九mm・幅七三mm・厚さ七mm ○一型式

完存する七言絶句を記す木簡。都を離れて一人秋の自然の中で失意を詠じる漢詩。菊花酒は、九月九日の重陽の節句の際に、菊の花を浮かべて飲む酒のこと。日本では、九月九日が天武天皇の忌日にあたるため、重陽の節句は七〇二年(大宝二)に停止され、八〇七年(大同二)に再開されるまで公式には行われなかった。このため、中国の漢詩に典故がある可能性はあるが未詳。日本の官人が、独自に詠んだ漢詩の可能性もある。なお、この木簡は木目と直交する方向に文字を書いている。

59 「人給味物帳」の題籤軸の木簡

(京3—4995)

(表) 人給味物帳

(裏) 勘後帳

天平八年七月廿一日

長さ(七一)mm・幅二六mm・厚さ八mm ○六一型式

藤原麻呂邸で働く人々への食料支給の出納帳簿の軸として用いられた題籤軸(見出し付きの文書の軸)。「人給」は臣下に対する支給の意。「味物」は山海の珍味を指すのであろう。「勘後」は再

照合のことか。天平八年七月二十一日は、4の貫寶の付札（I期展示）と同じ日付。少し早い、会計年度初めの八月からの作成を意識したものか。「人給味物帳勘後帳」は日付の異なるものがある。もう一点ある。

60 「自左京職来錢并市米直錢帳」の題籤軸の木簡 (京3—4996)

〔并カ〕

(表) 自左京職来錢□

(裏) 市米直錢帳 長さ(五四)mm・幅(二〇)mm・厚さ(三)mm ○六一型式

左京職から届けられた錢と、市（東西の官市）で米を購入する代価の錢の出納帳簿の軸として用いられた題籤軸（見出し付きの文書の軸）。当時藤原麻呂は左右京大夫として、左京職と右京職の長官を兼任していた。

61 習書の書かれた文書の箱の蓋 (京3—5004)

阿刀連飯主 (圓蓋) 「ヤ」

飯主

長さ(三二〇)mm・幅(六〇)mm・厚さ(一五)mm ○六一型式

不要になった文書箱の蓋に、文字や絵を落書きしている。阿刀飯主は、藤原麻呂邸で働く資人の一人。53の文書箱（I期展示）の蓋にも自分の名を習書しており、文書を管理する仕事を担当していたのかも知れない。墨画は天地逆に描かれているようで、火炎ないし蓮の花のようにみえる。

62 「左」と書かれた用途未詳の算木状木簡 (京3—5008)

左

長さ(六七)mm・幅(八)mm・厚さ(八)mm ○一一型式

63—1 「安」と書かれた用途未詳の算木状木簡 (京3—5017)

安

長さ(九二)mm・幅(六)mm・厚さ(六)mm ○一一型式

63—2 「安」と書かれた用途未詳の算木状木簡 (京3—5018)

安

長さ(九二)mm・幅(六)mm・厚さ(六)mm ○一一型式

二条大路木簡が出土した遺構からは、長さ七〇センチメートル程度、幅・厚さともに五ミリメートル程度の、細長い角柱状に加工された木製品が多数見つかった。木簡を二次的に加工したと思われる断片的な墨痕が残るものがあるほか、62・63のように、加工後に書かれたこの木製品に伴う墨書のあるものが大別して二種類ある。一つが「左」、もう一つが「安」である。内容により規格が異なり、「左」の方が太くて短いという特徴がある。算木ではないかという説も出されているが、墨書内容との関係も含め、現在のところ用途は未詳である。

64 口分田の売買文書の下書きとみられる木簡 (京3—4509)

(表)

式下郡司解「自」申沽口分田立券

「口」

(裏)

「十田部」

部鳥 業部 業子

長さ(二六〇)mm・幅(一九)mm・厚さ(三)mm ○八一型式

大倭国式下（城下）郡の郡司が、口分田の売買に関する書類の作成を申請する内容の事書きが書かれている。宛先は大倭国司が想定される。「沽」は売るの意。ここという売買は、売却ではなく、一年契約の賃貸借、すなわち賃租のことであろう。

通常このような売買文書（売券）は紙に書かれ、受け取った国司が余白に執行文言を書き入れ署名を加えて発効する。この木簡は下書きの類とみられるが、式下郡司と藤原麻呂の関係は不詳。二条大路木簡には租税未収の言い訳を記した公文書の雛形を習書した削屑がある（城30—46上など）ので、この木簡も文例集をみて習書した可能性があろう。

トピックス 同筆の文書木簡

75 荒炭の借用依頼の手紙の木簡

(京3—4516)

(表) 荒炭一籠右物今急要須請付使

(裏) 借処分具状以牒 天平八年七月廿日大友真君状

長さ三三四mm・幅四四mm・厚さ五mm ○一型式

荒炭一籠を至急貸してほしいと伝える手紙の木簡。荒炭は、火力の強い堅い木炭。「牒」で書き止めているので、牒(上下関係のない役所間や寺院とのやりとりに使われる平行文書)の書式を意識しているが、余程急いでいたのか必要な物品から書き出している。「急」は一旦「忽」と書いた文字の上から書き直している。「荒炭一」を太く大きく濃く書いて、相手に何を伝えたいのかがよくわかるたいへん手慣れた筆致でもある。

76 藁の借用依頼の手紙の木簡

(京3—4517)

(表) 牒東宅司所藁冊束右物依数

(裏) 暫借明日報納故牒 九月二日大友真君

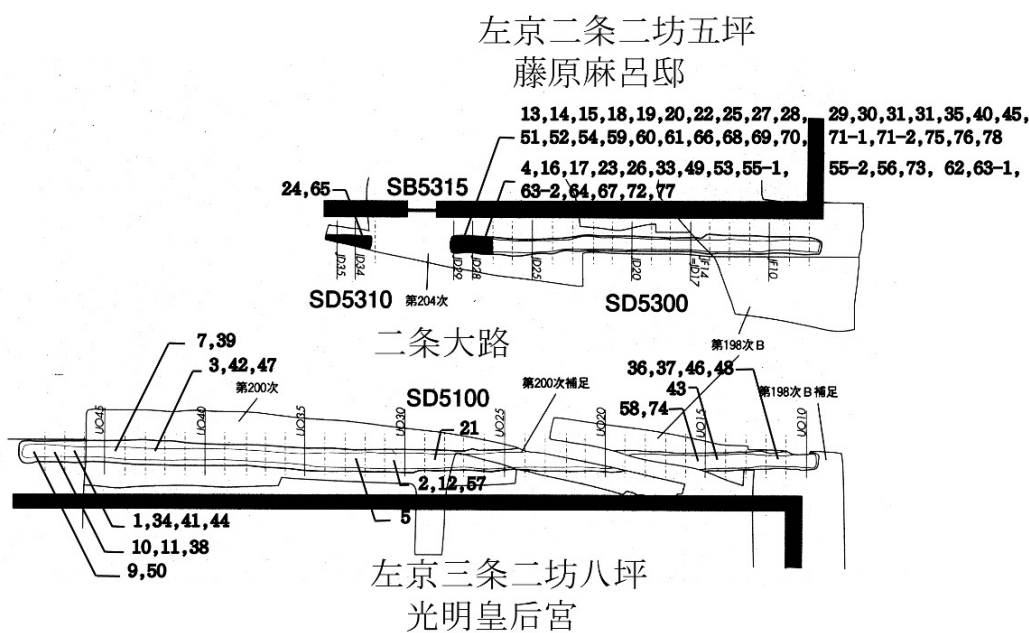
長さ二四五mm・幅三三四mm・厚さ五mm ○八一型式

藁四十束を明日返すから暫く貸してほしいと伝える手紙の木簡。75と同じ大友真君の手になるが、こちらは「牒」とゆつたり書き出し、「東宅司所」と宛先を明記する。司所は東宅の家政機関。75の「今急要須」に対し、「暫借」と、少し余裕のある依頼のしかたである。それでも「藁冊束」をやや大きめに前後もやや空けて記すなど、75に通じる書きぶりである。

大友真君は、「大友史生」ともみえる某官司の史生で(城30—43上)、藤原麻呂の家政機関と牒の書式で文書をやりとりしてい

る。この木簡は、藤原麻呂宅が東宅と呼ばれた可能性を示し、麻呂邸と推定される左京二条二坊五坪を含む東院南方遺跡の性格を考える上でも示唆に富む史料である。

(奈良文化財研究所史料研究室)



展示木簡の出土位置